

第5章 計画の推進

5-1. 進行管理

第5章

計画の推進

(1) 年次報告書

条例第12条第1項において、市は計画の年次報告書を作成するものとされており、計画の進行管理はこの年次報告書において行います。年次報告書には、目標の達成状況、課題及び今後の取組などを明記し、計画における各主体に公表します。

なお、同条第2項において、年次報告書は伊勢原市環境対策審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、同審議会の審議を経て公表します。

重点取組事項の「カーボンニュートラルの推進」については、各排出部門における評価指標を次のとおり設定し、目標達成に向けた進捗管理をしていきます。

表5-1：2030年のCO2排出削減目標に向けた評価指標

部門	評価指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
産業	FEMS導入件数	12件 ^{※1}	30件
	工場の再エネ電力切替え	—	218.3GWh
業務	ZEB導入件数	—	2,631件
	事業所の再エネ電力切替え	—	98.3GWh
産業 業務	工場・事業所への太陽光発電設備の設置	6.2GWh	168.4GWh
家庭	ZEH導入件数 ^{※2}	526件 ^{※3}	19,849件
	住宅への太陽光発電設備の設置	12.0GWh	73.3GWh
運輸	電動車等（HV、PHV、EV、FCV）の保有台数	7,505台 ^{※4}	7,812台

※1 FEMSの全国の導入目標値を基に推計値

※2 ZEH、Nearly ZEHの新築、リフォーム含む

※3 環境共生イニシアチブの都道府県ごとのZEHビルダー/プランナー実績データを基に推計値

※4 AIRIA「低公害車の燃料別・車種別保有台数」及び「市区町村別自動車保有台数」より推計値

(2) 計画の見直しについて

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間としていますが、外部環境の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、概ね5年で計画の見直しを行います。

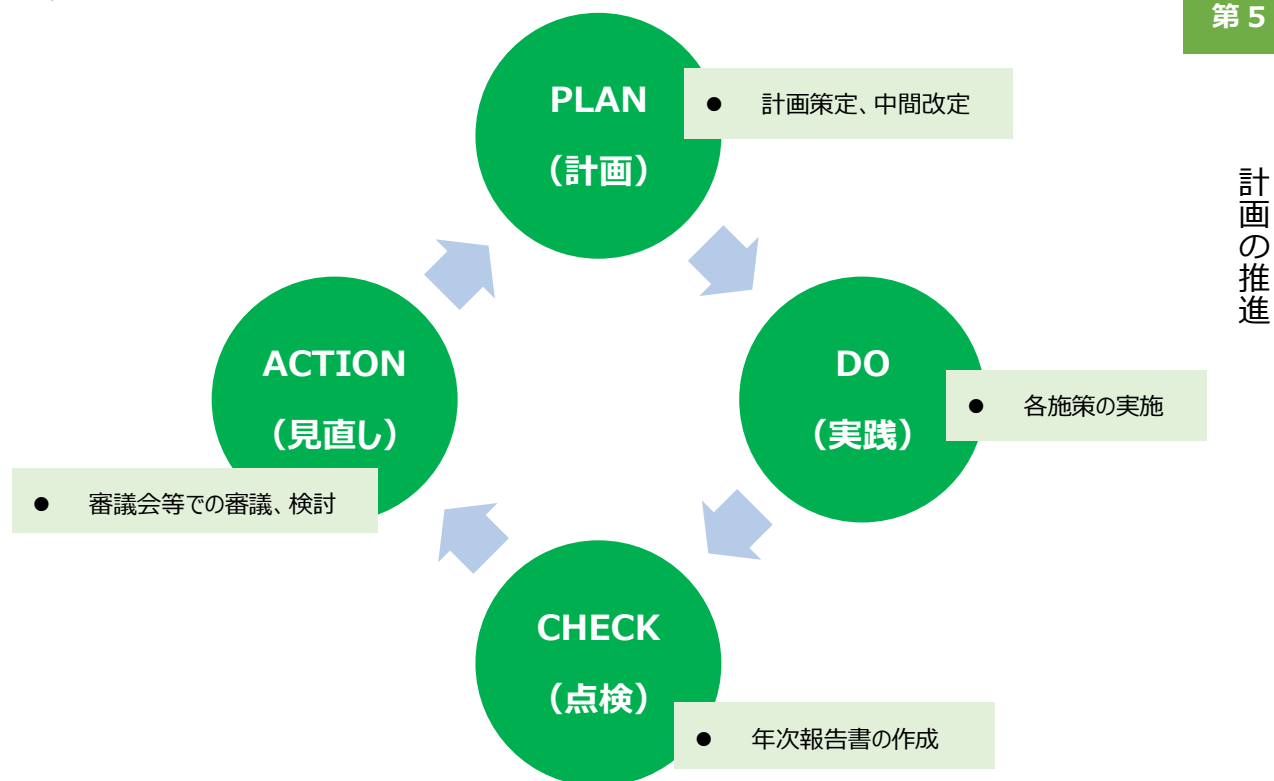


図5-1：計画のPDCAのイメージ

(参考) 用語集

カーボンニュートラルの推進

エコドライブ

環境や燃費に配慮した運転方法や心がけのこと。

エネルギー起源 CO2

燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用に伴って排出される二酸化炭素のこと。日本では温室効果ガス排出量のうち、約 9 割をエネルギー起源 CO2 が占める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。省エネ法とも呼ばれる。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当する。

カーシェアリング

一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムのこと。自動車を借りるという面ではレンタカーと近い存在であるが、一般にレンタカーよりもごく短時間の利用を想定している。

環境価値

自然エネルギー等により、CO2 を排出せずに作られた電力に付随する CO2 排出抑制の付加価値のこと。非化石証書、J-クレジット、グリーン電力証書等の形式で小売電力事業者や需要家に取引される。

カーボンニュートラル (CN) ガス

カーボンニュートラルガスとは、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、別の場所の取り組みで吸収・削減した CO2 で相殺すること（カーボン・オフセット）により、地球規模では、この天然ガスを

使用しても CO2 が発生しないとみなされる。

グリーン購入

我々の日常や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷を低減するため、原料や製造過程等において環境に配慮した物品（環境物品等）への転換を進める取組。

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）のこと。国等の公共機関が率先して環境に配慮した物品を調達し、環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とした法律。

ソーラーシェアリング

農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光パネルを使って太陽光を農業と発電で共有する取組。

電動車等

電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車の総称。

ナッジ

「そっと肘でつつく」という意味を持つ。行動経済学に基づき、より良い行動を自発的に取れるように、強制することなく促す手法のこと。

熱中症アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を取るように促すための情報。

バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源のこと。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。

排出係数（基礎排出係数）

特定の小売電力事業者が供給する電力 1kWh あた

りのCO2 排出量を示す。電力に係る年間のCO2 排出量は「1年間の電気使用量 (kWh) × 二酸化炭素排出係数 (kg-CO2/kWh)」で算出する。

レジリエンス

「回復力」や「しなやかさ」を意味する。逆境やトラブルに直面したとき適応するプロセス等を指す。

AIRIA

一般財団法人自動車検査登録情報協会の略。国が実施する自動車検査登録行政の円滑な遂行への協力等を目的としている。

COOL CHOICE

温室効果ガス排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」等、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

FEMS

Factory Energy Management System の略。工場のエネルギーを管理するシステム。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行う。

FIT

再生可能エネルギーの電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。Feed-in Tariff の略。なお、FIT 制度の期間が満了した電気のことを卒 FIT という。令和 4 年からは、買取価格に市場価格と連動したプレミアムが付与される FIP (Feed-in Premium) 制度が開始している。

HEMS

Home Energy Management Service の略。家庭内で電気を使用している機器について、一定期間の使用量や稼働状況を把握し、電力使用の最適化を図るための仕組みのこと。

LED

「Light Emitting Diode」の略。日本語では発光ダイオードとも呼ばれ、消費電力は蛍光灯シーリングライトに比べて約 50%少ない。

REPOS

環境省が令和 2 年 6 月より、全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報等を、データと地図で可視化したウ

ェブサイト「再生可能エネルギー情報提供システム (Renewable Energy Potential System)」の略。

ZEB

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。なお、75%以上削減させた建物を「Nearly ZEB」、50%以上削減させた建物を「ZEB Ready」と呼んで段階的に区別する。

ZEH

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。「ZEH」のほか、基準となる一次エネルギー消費量によって、「ZEH Oriented」、「Nearly ZEH」、「ZEH +」に区別する。

なお、建築時、運用時、廃棄時に創エネ等による省CO2 に取組み、住宅建設時のCO2 排出量も含め、ライフサイクルを通じてのCO2 収支をマイナスにする住宅をLCCM (ライフサイクルカーボンマイナス) 住宅という。

循環型社会の構築

食品ロス

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいないことであるとともに、ごみの増加の面からも環境に悪い影響を与えてしまう。

草木類

家庭から排出される燃やすごみの中で、せん定枝、刈草、落ち葉等のこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四 46 年法律第 137 号)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としたにより定められた法律。

はだのクリーンセンター

秦野市及び伊勢原市の一部事務組合である「秦野市伊勢原市環境衛生組合」が運営する平成 25 年 1 月 31 日に稼働した 200 トン/日 (100 トン/日 × 2 炉) のごみ焼却施設。

レアメタル

希少金属は、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な非鉄金属のこと。レアメタルは非鉄金属全体を呼ぶ場合もあるが、狭義では、鉄、銅、亜鉛、アルミニウムなどのベースメタルや金、銀などの貴金属以外で、産業に利用されている非鉄金属を指す。

快適な生活環境の保全**悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）**

工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、生活環境を保全することを目的とした法律。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

工場及び事業場の設置についての規制や、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置等を定めることにより、県民の健康と生活環境を保全することを目的に平成 10 年に施行された条例。

公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（1）大気汚染、（2）水質汚濁、（3）土壌汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤の沈下及び（7）悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

市街化区域

都市計画法で指定される、都市計画区域の 1 つ。すでに市街地を形成している区域と、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。市街化区域は、用途地域が定められており、道路、公園、下水道などの都市施設の整備も重点的に実施される。

終末処理場

下水処理場ともいう。下水を最終的に処理して公共用水域または海域に放流するために設けられる施設。多くは活性汚泥法を中心とする生物処理方式で汚濁成分を分解している。終末処理場は、水質汚濁防止法の特定施設であり、放流水の水質について下水道法施行令による技術上の基準および水質汚濁防止法の排水基準の適用を受ける。

浄化槽

日常生活で生じた汚水やし尿を微生物の働きにより分解し、放流するための施設。大きく分けて、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と、生活雑排水も合わせて処理する合併処理浄化槽の 2 種類がある。

浸透トレンチ

浸透管とその周囲の充填材(碎石等)から構成される構造物及びこれと同等のもので、雨水を導き、その側面や底面から雨水を地中に浸透させる施設をいう。

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

工場及び事業場における事業活動と、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全することを目的とした法律。

スマートモビリティ

交通・移動を変える新たな技術の総称。自動運転技術、IoT センサー等の取組が該当する。

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

工場及び事業場における事業活動と、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全することを目的とした法律。

BOD

生物化学的酸素要求量の略。生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/l）を表し、河川の汚染度が進むほど、この値は高くなる。

GIS データ

地理情報システム（Geographic Information System）の略。地理情報及び付加情報をコンピュータ上で作成・保存・利用・管理・表示・検索するシステムを言う。

豊かな自然環境との共生**森林整備計画**

都道府県が定める地域森林計画で対象としている民有林について、所在している市町村が森林法第 10 条の 5 第 1 項に基づき 5 年ごとに作成する 10 年間の計画。地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法を定める長期的な視点に立った森林づくりの計画。

水源の森林づくり協力協約推進事業

水源地域の森林の公益的機能を発揮させるため、森林の所有者が、市町村と協力協約を締結して、自ら（又は委託して）行う森林整備に対して、既存の造林

補助への上乗せや、造林補助対象とならない高齢級の森林の整備への補助を受けて行う事業。

スクミリンゴガイ

淡水棲の大型巻貝である。俗にジャンボタニシと呼ばれるが、タニシとは異なる。南アメリカ原産。日本では食用を目的とした養殖用に台湾から持ち込まれたのが野生化した外来種であり、イネを食害することから、特定外来生物に指定され、防除対象になっている。

ナラ枯れ

ナラ・シイ・カシなどの樹木が枯れる森林被害。枯れる原因は病原菌のまん延によるものであり、その病原菌を媒介する昆虫によって次々と伝染していく。

みどりの食料システム戦略

令和 3 年に国が策定した、食料の生産・加工・流通・消費までをひとつの仕組みとしてとらえて、持続可能な食料生産を可能にするための戦略。2050 年までの目標として、農林水産業のゼロエミッション化や、有機農業の農地を全体の約 25%（100 万㍊）にする等を掲げている。

次世代を担う人づくり

エコ・クッキング

調理の工夫や食材を無駄なく使う方法など、エネルギーを上手に使い、食品ロスを減らせるよう環境にも人にも優しい調理方法のこと。

脱炭素型ライフスタイル

生活を支えるあらゆる製品・サービスは、その製造、輸送、使用から廃棄に至るまで温室効果ガスを発生していることから、これらの消費の在り方を見直し、脱炭素型の商品やサービスを積極的に利用する取組のこと。

(参考) 環境に関する意識調査の質問項目

1. 年代を教えてください。
 - 10代以下、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上
2. 伊勢原市内に在住又は在勤されていますか。
 - はい
 - いいえ
3. あなたが普段の生活で感じている環境問題は何ですか。(複数回答可)
 - 大気汚染
 - 騒音・振動
 - 水質汚濁
 - 土壌汚染
 - 悪臭
 - 廃棄物・ポイ捨て
 - 海洋汚染
 - 化学物質
 - 地球温暖化・気候変動
 - 生物多様性の保全
 - 市内の緑化
 - 景観の保全
 - その他
4. あなたが実践している環境に配慮した行動を教えてください。(はい、いいえ、どちらとも言えないのいずれかで回答)
 - 環境保全活動や自然観察、農業体験などに参加している。
 - 家庭で環境問題について話している。
 - 環境に関する催し物に参加している。
 - 通勤・通学は自動車以外の手段を利用している。
 - 自動車の運転はエコドライブを実践している。
 - 近隣への音の配慮を日頃から心掛けている。
 - ごみの分別を徹底し、減量化や再利用の工夫をしている。
 - 不要品はリサイクルするようにしている。
 - 電気やガスなどのエネルギーの節約をしている。
 - 省エネ型の家電製品への買換えを進めている。
 - 地場産の農畜産物を購入するようにしている。
 - 市民農園、みかんの木オーナー制度に参加している。
 - 自然とふれあい自然への理解や保護に努めている。
 - 庭や生け垣の緑化に努めている。
 - 節水を心掛けている。
 - 地域の美化活動に参加している。
 - ポイ捨てをしないようにしている。
5. 伊勢原市の環境をより良くするためにどのような取組が必要だと思いますか。(複数回答可)
 - 環境学習・環境教育の推進
 - 環境に関するイベントの実施
 - 環境保全に取り組む人材の育成
 - 環境に関する情報の発信
 - 太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進
 - 気候変動への対策
 - 電気自動車等の利用促進
 - ごみの減量化の促進

- 地域美化活動の推進
- 省エネ、節電、節水の促進
- 大気汚染対策
- 騒音・振動対策
- 化学物質対策
- 悪臭対策
- 河川等の水質保全対策
- 緑化の推進
- 生物多様性の保全対策
- 景観の保全対策
- その他

6. 「地球温暖化対策」に取り組む主体について、どのように考えますか。（複数回答可）

- 個人が自分事として取り組むもの
- 行政が主導して取り組むもの
- 企業が率先して取り組むもの
- 国際社会全体で協力して取り組むもの
- 取り組む必要がないもの
- わからない

7. 「地球温暖化対策」の取組について、あなたの考えに近いものはどれですか。（複数回答可）

- 利便性や快適性など
- 暮らしの質の向上につながるもの
- 地域社会の活性化や、経済成長につながるもの
- 将来の安全・安心につながるもの
- 我慢を強いるもの・金銭面での負担になるもの
- 自分には関係のないもの、わからない

計画策定の経過

年月日	経過及び概要
令和3年11月22日	令和3年度第2回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> 第3次伊勢原市環境基本計画策定方針について
令和4年3月4日	令和3年度第3回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> 第3次伊勢原市環境基本計画骨子について
令和4年8月18日	伊勢原市長から伊勢原市環境対策審議会へ諮問 <ul style="list-style-type: none"> 第3次伊勢原市環境基本計画の策定について（諮問）
	令和4年度第1回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度年次報告（案）について 第3次伊勢原市環境基本計画（素案）について
令和4年11月30日	令和4年度第2回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> 第3次伊勢原市環境基本計画（案）について
令和4年12月21日～ 令和5年1月20日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施について <ul style="list-style-type: none"> 提出者数5名 意見数20件
令和5年2月15日	令和4年度第3回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> 第3次伊勢原市環境基本計画（案）のパブリックコメントの実施結果について 第3次伊勢原市環境基本計画への答申について
令和5年3月9日	伊勢原市環境対策審議会から伊勢原市長へ答申 <ul style="list-style-type: none"> 第3次伊勢原市環境基本計画について（答申）
令和5年3月23日	伊勢原市議会へ報告
令和5年3月	答申に基づき、第3次伊勢原市環境基本計画を策定

第3次伊勢原市環境基本計画について（諮問）

伊 環 境 第 2 7 号
令和4年8月18日

伊勢原市環境対策審議会
会長 杉山 立志 様

伊勢原市長 高 山 松太郎



第三次伊勢原市環境基本計画について（諮問）

このことについて、次のとおり第三次伊勢原市環境基本計画を策定したいので、伊勢原市附属機関に関する条例(昭和41年8月1日伊勢原市条例第5号)の規定により、意見を求めます。

1 第三次伊勢原市環境基本計画について

平成25年6月策定した第二次伊勢原市環境基本計画について、伊勢原市環境基本条例（平成22年3月24日伊勢原市条例第5号）第10条の規定により、環境の保全などのための個別の施策を総合的、計画的に推進するための次期計画の策定を検討しているところです。

（事務担当は、経済環境部環境対策課）

第3次伊勢原市環境基本計画について（答申）

令和5年3月9日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市環境対策審議会
会長 杉山 立志

第3次伊勢原市環境基本計画について（答申）

令和4年8月18日付け伊環境第27号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

1 審議の結果

第3次伊勢原市環境基本計画について、本審議会では専門的知見や多様な視点から慎重に審議を重ねた結果、本計画では、地球温暖化対策を始めとした各目標における指標等が明確に示されており、また、環境保全において必要と考えられる施策等が包括的に設けられていること等から、計画の内容について概ね妥当なものと認めます。

前計画である第二次伊勢原市環境基本計画の策定から9年が経過しており、この間、国の2050年カーボンニュートラル宣言に伴う再生可能エネルギーへの大幅なシフトチェンジ、SDGsを踏まえた持続可能な社会の実現に向けた意識の変化、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の浸透等、環境政策を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、こうした変化に適切に対応しながら、環境の保全等のための個別の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

本計画で新たに掲げた目指すべき環境像「自然の恵みをみんなでつなぐ 持続可能なまちいせはら」の実現、そして取組の柱におけるそれぞれの目標達成に向けては、市民、事業者、行政が協働しつつも、各主体の自主的な行動が極めて重要であるとの認識のもとに、総合的な環境政策を推進するための個別の意見や留意すべき事項について付します。その趣旨が十分に尊重されることを要望します。

2 意見

(1) 大目標1 カーボンニュートラルの推進

- 本計画では、2050年「ゼロカーボンシティいせはら」の実現に向け、2030年における二酸化炭素排出削減目標を2013年度比で46%削減としています。削減目標の達成にあたっては、市内の再生可能エネルギーポテンシャル

の最大限活用とエネルギーの地産地消の推進が必要であると考えます。市民、事業者と密に連携し、達成状況を明確にしながら、普及に係る取組を進めていくことを要望します。

また、施策ごとの二酸化炭素排出の削減効果を十分に分析した上で、優先順位を付けた上で取組を進めることを要望します。

- 各主体が積極的に二酸化炭素の排出削減に向けた省エネや再生可能エネルギー導入等に取り組めるよう、行政としても脱炭素に係る新しい技術や他地域における取組の情報収集に努めるとともに、各主体に対する適切な支援や情報提供を継続的に行うよう要望します。
- 気候変動への適応については、国の影響評価に加え、本市の地域特性を十分に考慮した上で、気候変動の影響や被害の状況を定期的に調査し、将来における影響を回避・軽減できるような適切な施策を講じていくことを要望します。

(2) 大目標 2 循環型社会の構築

- 製品プラスチックや食品ロスの削減等の新たな課題への対応についても積極的に検討を進め、更なるごみの減量化及び資源化の推進に取り組まれることを要望します。

(3) 大目標 3 快適な生活環境の保全

- 「住み続けたいまち」の実現に向け、環境リスクの生じるような、農薬や化学物質の使用低減の推進に取り組まれるよう要望します。
- 緑地による大気の浄化作用等に期待すべく、現状の把握に努めるとともに、適切な緑地の保全に取り組まれるよう要望します。

(4) 大目標 4 豊かな自然環境との共生

- 本市において、農業は主要な産業である一方、農業従事者の人手不足等の課題も年々顕在化しています。環境保全の視点からも、本市の農業従事者の一助となるような施策の推進を要望します。
- 農畜産物の地産地消が進むよう、地域と連携しながら、販売場所等に関する情報提供を積極的に行うとともに、イベントや動画等による幅広い周知啓発等を行うことを要望します。
- 二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全等において、本市の豊富な森林資源が有効活用されることを要望します。

(5) 大目標 5 次世代を担う人づくり

- 2050年の中長期を見据えたとき、継続的に環境学習を行うことは、次の世

代へ環境に対する課題や問題意識等を継承し、意識を醸成していくことにつながります。幅広い世代、特に若年層が環境学習に主体的に取り組めるよう、体験型とオンラインを組み合わせる等の新しい学習環境の提供と、興味を持ってもらえるような時代に合わせたメニュー開発の検討を要望します。

(6) 全体を通じて

- 各主体の自主的な環境保全に係る取組が進むよう、行政として適切な情報発信等に努めることを要望します。
- 本計画は、概ね5年ごとに見直しを図るとされていますが、計画の見直しにあたっては、取組の成果と課題を明確にするとともに、環境行政に対する市民意識を定期的かつ的確に把握するように努め、随時施策等に反映していくよう要望します。
- 計画内容の構成や進捗状況に関しては、必要に応じて図や写真等を用い、市民や事業者に対して分かりやすいものとなるように工夫することを要望します。
- 本計画は、他の計画との関連が多く見られることから、市全体として本計画の推進に取り組む体制を明確にし、目指す環境像の実現に向けた着実な進行管理を図るよう要望します。

伊勢原市環境対策審議会委員

役職	氏名	選任種別	備考
会長	杉山 立志	学識経験者	東京農業大学農学部准教授
副会長	武蔵 郁夫	市内公共的団体	伊勢原市自治会連合会 理事
委員	藤本 隆文	公募市民	市民公募
委員	南澤 倫子	公募市民	市民公募
委員	宮垣 弘子	市内公共的団体	伊勢原市商工会 女性部 監事
委員	濱田 順子	市内公共的団体	いせはら環境ネットワーク 会員
委員	小宮 章裕	市内公共的団体	湘南農業協同組合 企画管理部長
委員	河内 基之	市内事業者	伊勢原地区環境保全連絡協議会 顧問 (株式会社アマダ)
委員	木村 秀昭	市内事業者	神奈川中央交通西株式会社 伊勢原営業所長
委員	大木 俊雄	市内事業者	日産自動車株式会社テクニカルセンター R&D 総務・ファシリティマネジメントグループ 主担
委員	立道 昌幸	学識経験者	東海大学医学部教授 (基盤診療学系衛生学公衆衛生学)
委員	新谷 聡之	学識経験者	神奈川県自然環境保全センター 自然再生企画 課長



**第3次伊勢原市環境基本計画
令和5年3月発行**

伊勢原市 経済環境部 環境対策課

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン